

5 東部合同労働	二	四
9 岡山労働	一	二
13 徳島労働	一	二
17 鹿児島労働	二	二
21 九州労働	一	二
25 諸島東部労働	二	二
6 化中部合同労働	二	二
10 四国労働	一	一
14 京都労働	一	一
15 大阪合同労働	五	一
17 横浜合同労働	三	一
19 神戸合同労働	二	一
23 名古屋合同	二	一
24 九洲労働	二	一
27 横浜合同労働	三	一
29 神戸合同労働	二	一
31 松永労働	二	一
33 岩崎合同労働	二	一

(化中部、織維工業、建築製材業、電気業の部)		
1 海南労働	一	二
2 尼崎硝子労働	一	二
5 紡織労働	一	二
9 群山労働	一	二
10 社田製材工	0	一
1 國策醸造	二	一
2 錫製器等工	六	三
3 印刷工業の部	合計	八
4 國策印刷	三	二
5 佐賀印刷	3	二
6 神戸印刷	六	三
7 神戸製材工	3	二
8 神戸電氣	四	二
9 神戸紡織	二	一
10 神戸建築	二	一
11 神戸製紙	一	一
12 神戸製糖	一	一
13 神戸電機	一	一
14 神戸銀行	一	一
15 神戸港	一	一
16 神戸労働	一	一
17 神戸合同労働	一	一
18 神戸電氣	一	一
19 神戸紡織	一	一
20 神戸製紙	一	一
21 神戸銀行	一	一
22 神戸労働	一	一
23 神戸労働	一	一
24 神戸労働	一	一
25 神戸労働	一	一

## 中央委員會入日本労働総同盟規約改正案示

### 第一章 總則

第一条 本同盟は、日本労働総同盟と稱し、本部を東京市に置く。  
本總同盟は日本全国に於ける各種産業別組合、職業別組合、並に地方的組合を以て組織す。

本總同盟は、總領事の宣言の主旨並に主張の趣旨徹底を  
圖る所以の目的とする。

本總同盟は、前條の目的を達成するため、下の事項一部を必要ある各種事業を行ふ。

教育出版部 調査部 中央事務部  
政治部 事業部 組織部  
口述部 法律部 建設部  
専門部は各別に組織され設計會議を取扱ふ。